



国土交通省

同時提供先 島根県政記者会、出雲市政記者クラブ

平成29年 7月10日

国土交通省出雲河川事務所からのお知らせ

斐伊川における渇水調整を解除しました ～ 尾原ダムの貯水率が回復 ～

尾原ダムの貯水率が本日12時で88.1%まで回復。

出雲河川事務所では斐伊川渇水調整協議会(※1)の決定に従い、6月19日から渇水調整(※2)を行っていましたが、7月に入ってから昨日までの降雨により貯水率が渇水調整の目安となる75%を上回りました。

これを受けて、斐伊川渇水調整協議会は、本日7月10日(月)12時をもって斐伊川の渇水調整を解除しました。

なお、出雲河川事務所に設置している渇水対策支部は継続し、今後の渇水に備えます。

※1 斐伊川渇水調整協議会は、斐伊川の水を利用している農業用水、水道水、水力発電の関係者と河川管理者(国、県)が集まって、水を有効活用することについて話し合う協議会です。

※2 斐伊川の渇水調整は、出雲市上島地点と雲南市木次地点の確保流量を減らす方式をとっています。これにより、2地点の確保流量を維持するため上流から補給している尾原ダムの水を節約するものです。

(参考) 平常時における木次・上島地点における確保流量
(6月21日～9月5日の「かんがい期」の場合)
木次地点：6.0m³/s、上島地点：15.2m³/s

■ 今回の渇水調整経緯

6月19日9時～ 出雲市上島地点の確保流量を11.4m³/s、雲南市木次地点の確保流量を4.2m³/sとした。(第一段階：正常流量の70%)

6月28日9時～ 出雲市上島地点の確保流量を9.1m³/s、雲南市木次地点の確保流量を3.6m³/sとした。(第二段階：正常流量の60%)

7月 6日9時～ 出雲市上島地点の確保流量を10.6m³/s、雲南市木次地点の確保流量を4.2m³/sとした。(第一段階：正常流量の70%)

引き続き尾原ダムでは他の流域からの水量を合わせ、上記確保流量となるよう水の補給を行ってまいります。

国土交通省のウェブサイトをご覧ください

国土交通省のウェブサイトにて、河川水位やダム貯水率などの情報を提供しています。
「川の防災情報：<http://www.river.go.jp/87.html>」

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所 電話 0853-21-1850 (代表)
副 所 長 沖田 宏之 おきた ひろゆき (内線) 206
占用調整課長 上平 修 かんびら おさむ (内線) 341

平成29年6月1日
第2回斐伊川渇水調整協議会(持ち回り)にて決定

尾原ダム貯水率に応じた渇水調整について

1. 第一次渇水調整について

1) 第一次渇水調整（非洪水期6/10まで／しろかき期）を、下表のとおり実施する。

自主節水段階	貯水池運用計画に基づく尾原ダム貯水率	上島地点・木次地点の確保流量		摘 要	
(第一段階)	90%以下	貯留制限解除		非洪水期・しろかき期	
第一段階	90%～85%	上島地点	15.4 m ³ /s (正常流量16.3m ³ /sの約95%)		
		木次地点	5.7 m ³ /s (正常流量 6.0m ³ /sの約95%)		
第二段階	85%～75%	上島地点	14.6 m ³ /s (正常流量16.3m ³ /sの約90%)		
		木次地点	5.4 m ³ /s (正常流量 6.0m ³ /sの約90%)		
第三段階	75%～65%	上島地点	13.0 m ³ /s (正常流量16.3m ³ /sの約80%)		
		木次地点	4.8 m ³ /s (正常流量 6.0m ³ /sの約80%)		
渇水調整	貯水池運用計画に基づく尾原ダム貯水率	上島地点・木次地点の確保流量			摘 要
第一次	65%～50%	上島地点	11.4 m ³ /s (正常流量16.3m ³ /sの約70%)		非洪水期・しろかき期
		木次地点	4.2 m ³ /s (正常流量 6.0m ³ /sの約70%)		

2) 発電ダム等との連携・協力を継続して実施する。

3) 尾原ダムの貯留制限を引き続き解除する。

4) かんがい用水及び上水道の取水について、自主節水の呼びかけを行う。

備 考

○非洪水期 …6/10まで

○洪水期 …6/11から

○しろかき期…5/1～6/20まで

○かんがい期…6/21～9/5まで

2. 洪水期における渇水調整について

1) 洪水期／しろかき期（6/11から6/20まで）における第一次・第二次の渇水調整を、下表のとおりとする。

なお、第一次から第二次までの段階移行の実施について、斐伊川渇水調整協議会は開催しない。

自主節水段階	貯水池運用計画に基づく尾原ダム貯水率	上島地点・木次地点の確保流量		摘 要
(第一段階)	90%以下	貯留制限解除		洪水期・しろかき期
第一段階	90%～85%	上島地点	14.6 m ³ /s (正常流量16.3m ³ /sの約90%)	
		木次地点	5.4 m ³ /s (正常流量 6.0m ³ /sの約90%)	
第二段階	85%～75%	上島地点	13.0 m ³ /s (正常流量16.3m ³ /sの約80%)	
		木次地点	4.8 m ³ /s (正常流量 6.0m ³ /sの約80%)	
渇水調整	貯水池運用計画に基づく尾原ダム貯水率	上島地点・木次地点の確保流量		
第一次	75%～65%	上島地点	11.4 m ³ /s (正常流量16.3m ³ /sの約70%)	洪水期・しろかき期
		木次地点	4.2 m ³ /s (正常流量 6.0m ³ /sの約70%)	
第二次	65%～50%	上島地点	9.7 m ³ /s (正常流量16.3m ³ /sの約60%)	
		木次地点	3.6 m ³ /s (正常流量 6.0m ³ /sの約60%)	

2) 発電ダム等との連携・協力を継続して実施する。

3) 尾原ダムの貯留制限を引き続き解除する。

4) 尾原ダム貯水池運用計画に基づく貯水率がおおむね100%に達した時は、渇水調整を解除する。

5) 第三次以降の渇水調整は、斐伊川渇水調整協議会を開催し決定する。

6) かんがい用水及び上水道の取水について、自主節水の呼びかけを行う。

備 考

○非洪水期 …6/10まで

○洪水期 …6/11から

○しろかき期…5/1～6/20まで

○かんがい期…6/21～9/5まで

3. かんがい期（6月21日以降）の渇水調整について

1) 洪水期／かんがい期（6/21から9/5まで）における第一次・第二次の渇水調整を、下表のとおりとする。

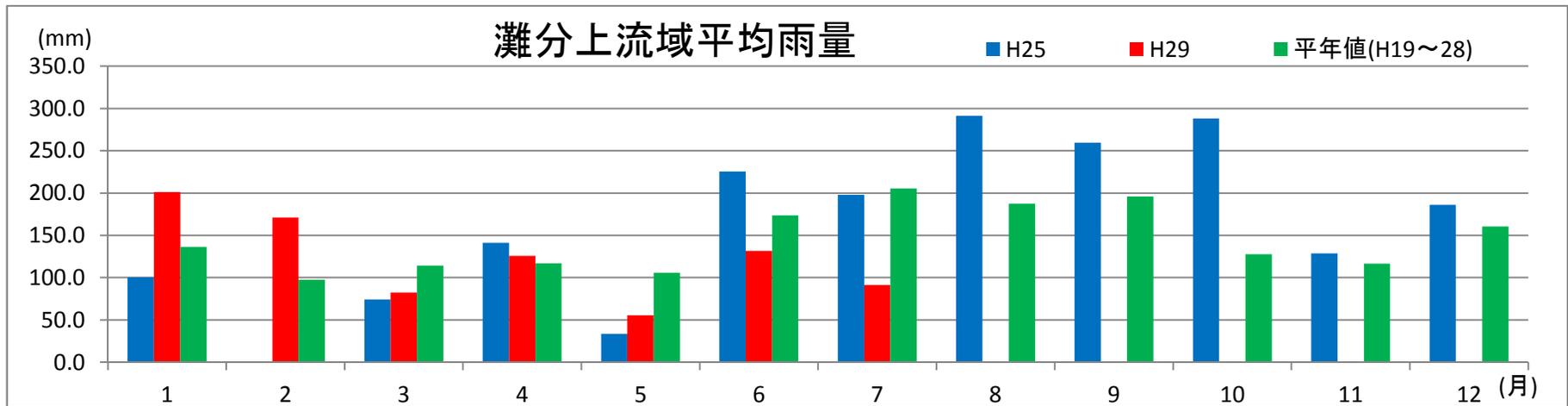
なお、第一次から第二次への段階移行の実施について、斐伊川渇水調整協議会は開催しない。

自主節水段階	貯水池運用計画に基づく尾原ダム貯水率	上島地点・木次地点の確保流量		摘 要
(第一段階)	90%以下	貯留制限解除		洪水期・かんがい期
第一段階	90%～85%	上島地点	13.6 m ³ /s (正常流量15.2m ³ /sの約90%)	
		木次地点	5.4 m ³ /s (正常流量6.0m ³ /sの約90%)	
第二段階	85%～75%	上島地点	12.1 m ³ /s (正常流量15.2m ³ /sの約80%)	
		木次地点	4.8 m ³ /s (正常流量6.0m ³ /sの約80%)	
渇水調整	貯水池運用計画に基づく尾原ダム貯水率	上島地点・木次地点の確保流量		
第一次	75%～65%	上島地点	10.6 m ³ /s (正常流量15.2m ³ /sの約70%)	洪水期・かんがい期
		木次地点	4.2 m ³ /s (正常流量6.0m ³ /sの約70%)	
第二次	65%～50%	上島地点	9.1 m ³ /s (正常流量15.2m ³ /sの約60%)	
		木次地点	3.6 m ³ /s (正常流量6.0m ³ /sの約60%)	

- 2) 発電ダム等との連携・協力を継続して実施する。
- 3) 尾原ダムの貯留制限を引き続き解除する。
- 4) 尾原ダム貯水池運用計画に基づく貯水率がおおむね100%に達した時は、渇水調整を解除する。
- 5) 第三次以降の渇水調整は、斐伊川渇水調整協議会を開催し決定する。
- 6) 渇水調整が、非かんがい期においても継続されると予測される場合は、斐伊川渇水調整協議会を開催し、別途調整を行う。
- 7) かんがい用水及び上水道の取水について、自主節水の呼びかけを行う。

備 考

- 非洪水期 …6/10まで
- 洪水期 …6/11から
- しろかき期…5/1～6/20まで
- かんがい期…6/21～9/5まで



※) H29年7月は9日迄の値

※) H25年2月雨量は欠測